

懲戒権について

(令和2年2月4日 法制審議会ヒアリング)



東京都児童相談センター
児童福祉相談担当課長
影山 孝

1 保護者の説明（懲戒権）

児童虐待の口実に「懲戒権」を使用

- ・「殴ることは虐待だが、叩くことは虐待に当たらない。懲戒権の範囲である」
- ・「痣ができたことはやりすぎたが、懲戒権の範囲だと思う」
- ・「子供への懲戒は民法で規定されており、教育のためなら叩くことも法律の範囲内」
- ・「親には子供に懲戒権がある」
- ・「（叩くことが認められなければ）親の懲戒権も認められない」
- ・「暴力をふるったことは認めるが、懲戒権の範囲」
- ・「親には懲戒権がある」
- ・「民法の懲戒権では体罰が認められている」

2 保護者の説明（体罰の理由）

身体的虐待を「体罰」で正当化

- ・「口で言ってもわからないから、叩いた」
- ・「悪いことを教えるためには、叩くことも必要」
- ・「子供のことを考えているからこそ、心を鬼にして叩いた」
- ・「子供の危険行動を回避するために、体罰で教えた」
- ・「他人に危害を加えたので、痛みを教えるために体罰を行った」
- ・「自分も叩かれて育ったが、今では感謝している」
- ・「本当に悪いことをした時に、身体で教えないと効果がない」

3 東京都子供への虐待の防止等に関する条例

保護者等の責務として体罰等の禁止を規定（平成31年4月施行）

- ・ 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。（第6条第2項）
- ・ 子供の品位を傷つける罰 保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するものをいう。（第2条第1項第7号）

【参考】

東京都福祉保健局「東京都子供への虐待の防止等に関する条例概要」（平成31年4月）

体罰や暴言は、虐待にエスカレートする可能性がある。また、虐待そのもののこともある。さらに、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすことがあるとされている。このため保護者による体罰等を禁止し、体罰によらない子育てを推進していく。

4 条例（骨子案）に対するパブリックコメント

保護者の体罰禁止については賛否両論あり

- ・ 保護者の体罰禁止に反対 21
- ・ 保護者の体罰禁止に賛成 7
- ・ 保護者の体罰禁止に意見 16

※1 一通のパブリックコメントの中にある意見は、内容ごとに「意見件数」としてカウント

※2 パブリックコメントは、平成30年11月30日（金曜日）から12月29日（土曜日）までの間で実施

体罰禁止（反対意見一部抜粋）

- ・ 保護者は子供の養育にかかる一義的な責任を負っており、保護者はその責任を果たすために懲戒権を保持しなければならない。
- ・ 親が何もできなくなる。
- ・ 言葉でいくら注意しても子供は聞かないと思うが、聞かない時にどうすればいいのか。
- ・ 多少のしつけを体罰と定義して認めることも必要。
- ・ 体罰禁止と盛り込むと何が変わるのか。
- ・ 年少児に関しては体罰が子供の成長に資することもあるので、例外的に認めるべき。
- ・ 体罰がエスカレートしてしまうほど、ストレスの多い社会を何とかすべきである。
- ・ 児童虐待防止法で体罰は禁止されているので、都独自に規定を設ける必要はない。
- ・ 家庭内に自治体が介入するべきでない。

体罰禁止（賛成意見一部抜粋）

- ・ 体罰等を容認することは子供の権利を侵害することであり、虐待の防止を目指すためにも体罰禁止を書くべき
- ・ 体罰その他の品位を傷つける形態による罰を子供に与えてはならないという考えを支持する。
- ・ 体罰によらない子育てを推進する観点から体罰禁止を盛り込むべき。
- ・ 虐待にエスカレートする可能性のある体罰の減少につなげる取り組みを都が率先し、全国に波及することを期待する
- ・ 体罰によるしつけは虐待である。しかし、親がなんのしつけもしないで放置することがあってはならない。

体罰禁止（その他の意見一部抜粋）

- ・ どこまでが体罰で、どこまでが暴言にあたるのか。
- ・ 体罰や暴力は、虐待にエスカレートするというのが、体罰や暴力であれば虐待に当たると考える。
- ・ 体罰禁止規定は、子育て中の親を不安にする。子供が癇癪を起して対応していることに世間が誤解しないよう周知を図るべき。
- ・ 体罰禁止とするなら、体罰を用いないしつけや子育ての方法、子育ての困難やストレスを解消する相談支援の充実が必要。
- ・ 体罰によらない子育てのプログラム等子供施策として実施すべきであり、養育者が子育てを振り返れる機会や相談の仕組みを作るべき。
- ・ 「品位を傷つける」は主観的な判断となるので不適當。
- ・ 「品位を傷つける」ではなく、「人権を損なう」などの表現が適當。

5 民法第822条の懲戒権規定

この懲戒権の規定は削除すべき

- ・ 懲戒とは、親権者が子を監護教育するに当たり、子の非行・過誤を矯正善導するために、その身体または精神に苦痛を加える制裁であり、一種の私的な懲罰手段である。(東京高判 昭和35・2・13下刑集二巻二号13ページ参照)[基本法コンメンタール 第3版 親族 日本評論社]



- ・ 目的は「矯正善導」であれ、「身体または精神に苦痛を加える制裁」行為は、児童虐待と判断される。
- ・ 保護者による「私的な懲罰手段」を用いて、「監護教育する」ことは、児童福祉の精神に反する。
- ・ さらに、児童虐待を行っている親権者の口実となる。

「懲戒」から「しつけ」への言い換えはすべきではない

- ・ 児童虐待を「しつけ」のためと口実にする親権者は、「懲戒権」を主張する親権者より圧倒的に多い。
- ・ そもそも、820条の監護及び教育の権利義務に基づき、親権者には、その子供の身上監護の権利義務があり、あえて「懲戒」あるいは「しつけ」の規定を置かなくても、子供の誤りを正し適切に養育する義務が課せられている。

懲戒権の削除は子育て方法の変化を促す効果があると考え

- ・ 親権者は「懲戒権」を意識して、児童虐待を行っているわけではない。
- ・ 虐待の要因は、社会的な課題、保護者や子供の課題等が重なり合っている。内容も、子育て不安で子供に当たってしまう親からの相談から殺人や傷害の事件まで様々。
- ・ しかし、子供の身体または精神に苦痛を加える私的な懲罰手段を廃止することによって、子育ての方法に変化を促す効果があると考え。
- ・ あわせて、懲戒等の懲罰を用いない子育て方法について、国や自治体は、民間団体等の協力を得ながら、広報を行っていくことが必要。
- ・ さらに、民法820条の包括的な監護教育規定に、体罰禁止を盛り込むことができれば、国民全体に対するインパクトは大きいものと考え。

体罰によらない子育ての推進（都の広報）

- ・ 東京都「体罰などによらない子育てハンドブック」（別添）

